

# “食の安心・安全推進パートナー”

～募集しています!～

## 「食の安心・安全推進パートナー」になると…

### 1. 「知らないと損する」食の安心・安全に関する最新情報(メルマガ)を入手できます

#### ① 食品表示に関する最新情報

「食の安心・安全情報メール」を月2～3回配信

- 食品表示法の施行(H27.4)に伴い、新たな表示基準にもとづく表示が必要になります。
- 栄養成分表示の義務化や、添加物、アレルギー等の表示方法も大きく変更されました。
- 加工食品の新たな原料原産地表示制度の施行(H29.9)に伴い、全ての加工食品で1番多く使われている原材料の産地が表示されます。
- 企業等の責任と科学的根拠をもとに食品の機能性表示が可能になります。
- 地域の農林水産品・食品のブランド化を進めるため地理的表示法が施行(H27.6)されました。
- メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方(ガイドライン:H26.3)が公表され優良誤認表示、有利誤認表示を対象とする課徴金制度を新たに盛り込んだ改正景品表示法が施行(H28.5)されました。

これらの制度改正や新しい表示基準に関する内容等について、随時お知らせします。

#### ② 食品衛生に関する最新情報

- 食中毒予防、食品衛生に関する法令等の改正のお知らせ 等

#### ③ 食に関する様々なセミナー・イベント情報

- 生産者向け、食品関連事業者向け、消費者向け 等

#### ④ 新たに認証を取得したK-GAP農林水産物の情報

#### ⑤ 県内外の食の安全等に関する情報

#### ⑥ トピックス、ミニ基礎知識

- 食品表示相談事例、トレーサビリティ法(産地情報の伝達)、食品添加物、農薬、遺伝子組換え食品 等



セミナー等開催のお知らせ



### 2. 地域リスクコミュニケーションを支援します

パートナーの方々が行う食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション(研修(安心・安全に取り組む産地や工場の見学)や意見交換等)を支援します。

- ① 実施に係る経費(バス代、講師料、会場使用料等)の一部を支援(県の委託で実施) 産地見学等を支援します!
- ② 要請に応じて有識者を派遣

#### 応募方法

- ◇裏面の申込書に必要事項を記入の上、ファックス等で県庁農政課かごしまの食ブランド推進室へ申し込むか、県ホームページの申込入力画面から直接お申し込みください。  
※登録料・年会費は不要です(通信料は利用者の負担となります)。
- ◇詳しくは、県ホームページで「食の安心・安全推進パートナー」を検索してください。

◇県内にお住まい、または勤務する個人や、県内に事務所等がある団体・企業・学校等であればどなたでも登録できます。

【お問い合わせ・申込先】鹿児島県農政部農政課かごしまの食ブランド推進室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL 099-286-3095 FAX 099-286-5587 E-mail s-suisin@pref.kagoshima.lg.jp

# 「食の安心・安全推進パートナー」登録申込書

「県食の安心・安全推進パートナー募集・登録要領」の趣旨を理解し、パートナーとして登録したいので、下記のとおり申し込みます。

記

申込年月日 年 月 日

## ※個人の場合

名 前	
住 所	〒
電 話 番 号	
メールアドレス	

スマホ・携帯  
はこちらから  
登録できます



### 【登録上の注意点】

通信料は、登録された方のご負担になりますので、スマートフォン及び携帯電話では、パケット通信料定額サービスでのご利用をお勧めします。また、携帯電話の場合、一部表示ができない場合がありますので、パソコンまたはスマートフォンでの登録をお勧めします。

## ※団体等の場合

団 体 等 名	
担 当 部 署 名	
担 当 者 名	
住 所	〒
電 話 番 号	
メールアドレス	
HP アドレス	

※ お名前・住所等の個人情報は、本制度に関する以外には使用いたしません。

## ※食の安心・安全に関する取組等の紹介について

(下記に記載していただいた取組内容、見学可能な施設等は、県のホームページなどで紹介することがありますので、あらかじめご了承ください。)

### 1 食の安心・安全に関する取組があれば、できるだけ具体的にご記入ください。

(例) 衛生管理に関する職員研修を開催している。

消費者との交流会(いも掘り体験、意見交換)を実施している。

--

### 2 食の安心・安全に関する見学可能な施設等(工場や現地など)

施設等名	内 容	住 所	連絡先	担当者名